

平成28年度(案) ※平成27年度と同様

## 第5回委員会における選定方法について

第4回委員会で決定した草津市立認定こども園園章・園歌(歌詞)選定要領に基づき、各候補作品の中から、以下の手順により選定を行います。

1. 各委員はあらかじめ、各候補作品の中から、選定要領第3条に定める内容を考慮し、1～3位までを御検討ください。(最終的な1～3位の決定は、委員会当日で結構です。)
2. 委員会当日は、投票の前に、各委員より意見をいただきます。
3. 最終的な1～3位を各委員で決定いただき、投票を行います。配点は、1位：3点、2位：2点、3位：1点とします。
4. 投票の集計結果により、合計得点が上位のものから順位付けを行います。なお、3位までに、同点の作品がある場合には、多数決による順位付けを行います。
5. 手順4による上位から、最優秀賞(1作品)、優秀賞(2作品)を答申案として選定することについて、議決を行います。

### 【留意事項】

- 上記の2～5の流れを園章、園歌ごとに行います。
- 投票は出席委員のみで行います。(欠席委員は含みません。)
- 手順4および5の議決にあたっては、委員の過半数の同意が必要です。可否同数のときは、委員長の決するところによります。
- 最優秀賞について、著作権等の問題が判明した場合、次順位の優秀賞を繰り上げるものとします。
- 公表については、最優秀賞および優秀賞のみとなります。

草津市附属機関運営規則 (抜粋)

### 第6条

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。